

議案第79号

さぬき市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

さぬき市道路の構造の技術的基準等に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市道路の構造の技術的基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法第3条第4号の市町村道(同条第2号の一般国道及び同条第3号の都道府県道と重複する部分を除く。)をいう。
- (2) 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- (3) 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- (4) 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- (5) 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分(自転車道を除く。)をいう。
- (6) 車線 1縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。
- (7) 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線(屈折車線及び変速車線を除く。)に付加して設けられる車線をいう。
- (8) 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。
- (9) 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。
- (10) 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分をいう。
- (11) 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。
- (12) 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分をいう。
- (13) 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道の部分をいう。
- (14) 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自

動車の停留所等に設けられる島状の施設をいう。

(15) 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分をいう。

(16) 路上施設 道路の附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。

(17) 都市部 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。

(18) 地方部 都市部以外の地域をいう。

(19) 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、規則で定めるところにより、市長が定める自動車の日交通量をいう。

(20) 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。

(21) 視距 車線（車線を有しない道路にあっては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。

（道路の区分）

第3条 道路は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）第3条第1項の規定に基づき、自動車専用道路以外の道路について、次の表に定めるところにより、道路の存する地域の区分に応じ、第3種又は第4種の種別に区分するものとする。

道路の存する地域の区分	種別
地方部	第3種
都市部	第4種

2 令第3条第2項の規定に基づき、第3種の道路は、第1号の表に定めるところにより第2級から第5級までに、第4種の道路は、第2号の表に定めるところにより第1級から第4級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、同項ただし書の規定に基づき、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第3種第5級又は第4種第4級である場合を除き、該当する級の1級下の級に区分することができる。

(1) 第3種の道路

道路の存する地域の地形	計画交通量 (単位 1日につき台)			
	4,000 以上	1,500 以上 4,000 未満	500 以上 1,500 未満	500 未満

平地部	第2級	第3級	第4級	第5級
山地部	第3級	第4級		第5級

(2) 第4種の道路

計画交通量(単位 1日につき台)			
10,000以上	4,000以上 10,000未満	500以上 4,000未満	500未満
第1級	第2級	第3級	第4級

(車線等)

第4条 車道(停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量(単位 1日につき台)
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	6,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
山地部		6,000	
山地部		6,000	
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000
交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

3 前項に規定する道路以外の道路(第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。)の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000

		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000
<p>交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。</p>			

- 4 車線（屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路（令第3条第6項に規定する普通道路をいう。以下同じ。）にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第3級の小型道路（同項に規定する小型道路をいう。以下同じ。）にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区分			車線の幅員 (単位 メートル)
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第31条の規定により車道に狭窄部まじくを設ける場合においては、3メートルとすることができる。
(車線の分離等)

第5条 車線の数4以上である道路の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、往復の方向別に分離するものとする。

- 2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

3 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

4 中央帯には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄に掲げる値とするものとする。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員 （単位 メートル）	
第3種	第2級	0.25	
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	
	第2級		
	第3級		

6 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

（路肩）

第6条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車線の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第3種	第2級から第4級 まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第5級		0.5	
第4種			0.5	

3 前項の規定にかかわらず、第3種及び第4種の道路のうち、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、歩道又は自転車歩行者道の設置が困難なものについては、車道の左側に設ける路肩の幅員は、1メートル以上とするものとする。

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第3種	0.5
第4種	0.5

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第2項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第3種(第5級を除く。)の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。

6 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第7条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、そ

の各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートル以上とすることができる。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。
（歩行者の滞留の用に供する部分）

第11条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（植樹帯）

第12条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第13条 道路の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

(車道の屈曲部)

第14条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第31条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第15条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第16条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる

値（第3種の道路で自転車道又は自転車歩行車道（以下「自転車道等」という。）を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	最大片勾配（単位 パーセント）
第3種	10
第4種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第17条 車道の曲線部においては、設計車両（令第4条第2項に規定する設計車両をいう。）及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第18条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度 （単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ （単位 メートル）
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（視距等）

第19条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 （単位 1時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
60	75
50	55

40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第20条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度(単位 1時間 につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第3種	普通道路	60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(縦断曲線)

第21条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次

の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径(単位 メートル)
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

- 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第22条 車道、中央帯(分離帯を除く。)車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 3 第4種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道

路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第23条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第24条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
60	10.5
50	11.5
40	
30	
20	

(排水施設)

第25条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第26条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上^{きよう}交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通

しができる構造とするものとする。

- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第3種第3級又は第4種第2級若しくは第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第3種又は第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。ただし、第3種第2級及び第3級の普通道路並びに第3種の小型道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に限る。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、普通道路にあっては2.5メートルまで、小型道路にあっては2メートルまで縮小することができる。
- 5 既設道路であって、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、屈折車線を設けることなく、第4条第4項及び第5項に規定する車線の幅員を1.5メートル以上拡幅することができる。
- 6 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第27条 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第4条から第6条まで、第13条、第15条、第16条、第18条から第21条まで及び第24条並びに令第12条の規定は、適用しない。

（鉄道との平面交差）

第28条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由に

よりやむを得ない箇所については、この限りでない。

- (3) 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第29条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第31条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第32条 自転車道等又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第33条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第34条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第35条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第36条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第37条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条まで(第6条、第13条、第14条、第23条、第25条、第30条及び第34条を除く。)及び令第4条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第21条まで、第22条第3項並びに第24条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用すること

が適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第22条第3項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第39条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第37条まで及び前条第1項(自転車歩行者専用道路にあつては、第11条を除く。)並びに令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第40条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第37条まで及び第38条第1項並びに令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(道路標識の寸法)

第41条 道路法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める寸法とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、道路の形状、交通の状況等により、同項の規則で定める寸法を縮小する必要があるときは、交通の安全と円滑に支障のない範囲内で、当該寸法を縮小することができる。

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、道路の構造の技術的基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。

議案第 8 0 号

さぬき市自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例の
制定について

さぬき市自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第24条の3の規定に基づき、駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関し、必要な事項を定めるものとする。

(有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識)

第2条 法第24条の3の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
 - (2) 駐車することができる時間
 - (3) 駐車料金の徴収方法
 - (4) 割増金の徴収に関する注意事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項
- 2 前項の標識は、自動車駐車場又は自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

さぬき市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の制定について

さぬき市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号
）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、都市公園法(昭和31年法律第79号)都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)及び都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(一時使用目的の特定公園施設)

第2条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (2) 通路は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック(令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) 次条から第9条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。
 - (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (休憩所及び管理事務所)

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第4条第1号の基準に適合するものであること。
- (2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (3) 規則で定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐

車場を設ける場合は、そのうち1以上に、規則で定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

（便所）

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

（水飲場及び手洗場）

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

（掲示板及び標識）

第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第11条 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 2 号

さぬき市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める
条例の制定について

さぬき市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)

第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域の区分及び範囲並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域の区分及び範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	区域の範囲		緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	志度字 堂林	1297-23、1297-26、1297-46、 1298-1、1298-2、1298-4、1298-6 ～1298-9、1298-12～1298-19、 1298-22～1298-28、1298-30、 1298-31、1298-33～1298-52、 1298-55～1298-57、1298-59～ 1298-61、1298-64、1298-71～ 1298-73、1298-76、1298-77、 1299-4の一部、1299-5の一部	100分の5 以上	100分の10 以上
	志度字 玉浦	5387、5387-2～5387-4、5388、 5389、5389-2、5389-3、5390～ 5394、5394-2、5395～5398、 5400、5403、5405-2、5405-3、 5407-1、5410、5411、5412-1、 5412-2、5412-4、5412-5、5413-1 ～5413-6、5413-8～5413-10、 5415-1、5415-2、5416、5417、 5417-2、5418-1～5418-3、 5419-1～5419-3		
	鴨庄字 神明谷	4374-5、4374-7～4374-16、 4374-18～4374-26、4374-29～		

		4374-31、4374-34～4374-40、 4374-44、4374-50、4374-52～ 4374-56、4374-61、4374-63～ 4374-81、4374-83～4374-88、 4374-90～4374-92、4374-94、 4374-95、4374-97～4374-99、 4374-101～4374-105		
乙種区域	造田是 弘字東 下所	302、303-1、303-2、304-1～ 304-6	100分の10 以上	100分の15 以上
	造田野 間田字 中山端	538-1～538-4、539-1、547-1、 547-3、548-1、548-2、549-1、 551		
	造田野 間田字 西山端	776-2～776-4、777-4、777-5、 778-1、778-5、780、781-2、784-1 ～784-10、785-1、785-8～ 785-12、789-1、799-1、799-4、 799-11～799-18、807～809、 810-1～810-3、811-1、811-3、 811-4、832-1～832-3、850-1～ 850-3、851-1～851-3、853、 854-1、854-3～854-7		
	長尾西 字市	1804-4、1804-7、1804-12、 1804-13、1822-5、1822-8、 1873-3、1879-5、1881-3、 1882-4、1883-5、1888-1、 1888-4、1888-5、1894-1、 1902-2、1937、1943-1、1943-4、 1943-8、1948-1、1952-1、1952-3 ～1952-5		
	昭和字 下屋	2980-1、2980-45、2980-46、 2986-2、2986-5、2986-6、 2986-16、2986-17、2987-9、 2987-12～2987-15、2988-5、 2988-10、2988-19～2988-21、 2988-23、2989-2、2989-7、		

	2991-2、2991-4、2991-7、 2991-10、2991-22、2991-25、 2991-27、2991-34		
津田町 津田字 汐田	2571-1		
津田町 津田字 北原	2889-32、2889-50、2889-54、 2890-1、2890-10、2893-9～ 2893-11、2893-13、2893-26、 2893-27、2893-139、2893-174、 2893-183、2893-389、2893-391、 2893-408、2893-411、2893-414、 2893-415、2893-417、2893-418、 2893-431		
鴨庄字 小方峠	3129-12、4549、4550-1、4550-2、 4550-11		
鴨庄字 東天神	4223-1、4227-1～4227-3、 4228-1～4228-3、4229-2、 4241-1		
鴨庄字 大人	4259-1、4259-5、4271-3、 4305-2、4610-12、4610-13、 4610-64、4610-66、4610-68		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(さぬき市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止)
- 2 さぬき市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成21年さぬき市条例第5号)は、廃止する。
(既存工場等に係る面積の算定)
- 3 昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が対象区域に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げ

る区分に応じ、当該各号の表に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

当該既存工場等が属する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設的面積
甲種区域	$G = \left(\frac{P}{S} \right) (0.05 - G_0 / S)$ <p>ただし、$\left(\frac{P}{S} \right) (0.05 - G_0 / S) > 0.05 S - G_1 > 0$のときは $G = 0.05 S - G_1$とし、$0.05 S - G_1 < 0$のときは $G = 0$とする。</p>	$E = \left(\frac{P}{S} \right) (0.10 - E_0 / S)$ <p>ただし、$\left(\frac{P}{S} \right) (0.10 - E_0 / S) > 0.10 S - E_1 > 0$のときは $E = 0.10 S - E_1$とし、$0.10 S - E_1 < 0$のときは $E = 0$とする。</p>

備考 当該既存工場等が属する区域が乙種区域の場合における緑地及び環境施設的面積の算定については、甲種区域の項中「0.05」とあるのは「0.10」と、「0.10」とあるのは「0.15」として、同項の式を適用する。

(2) 当該既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

当該既存工場等が属する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設的面積
甲種区域	$G = \sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{S} \right) (0.05 - G_0 / S)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{S} \right) (0.05 - G_0 / S) > 0.05 S - G_1 > 0$のときは $G = 0.05 S - G_1$とし、$0.05 S - G_1 < 0$のときは $G = 0$とする。</p>	$E = \sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{S} \right) (0.10 - E_0 / S)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \left(\frac{P_j}{S} \right) (0.10 - E_0 / S) > 0.10 S - E_1 > 0$のときは $E = 0.10 S - E_1$とし、$0.10 S - E_1 < 0$のときは $E = 0$とする。</p>

備考 当該既存工場等が属する区域が乙種区域の場合における緑地及び環境施設的面積の算定については、甲種区域の項中「0.05」とあるのは「0.10」と、「0.10」とあるのは「0.15」として、同項の式を適用する。

4 前項各号の表に掲げる式のうち、次の各号に掲げる記号は、それぞれ当該各号に定める数値を表すものとする。

- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) P 当該変更に係る生産施設的面積
- (3) 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- (4) G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られ

た緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

- (5) S 当該既存工場等の敷地面積
- (6) G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- (8) E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- (9) E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計
- (10) n 当該既存工場等が属する業種の個数
- (11) P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積
- (12) ρ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

議案第 8 3 号

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部改正について

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

さぬき市支所及び出張所設置条例（平成14年さぬき市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表さぬき市多和出張所の項中「多和助光西35番地5」を「多和助光東29番地4」に改める。

附 則

この条例は、さぬき市国民健康保険多和診療所条例の一部を改正する条例（平成24年さぬき市条例第 号）の施行の日から施行する。

議案第 8 4 号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第42条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第51条第2項中「納期限前7日」の次に「（規則で定める者にあつては、規則で定める日）」を加え、「次に」を「、次に」に改める。

第70条第1項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第2項を削る。

第71条第2項中「納期限前7日」の次に「（規則で定める固定資産にあつては、規則で定める日）」を加える。

第89条第2項中「当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、市長が指定する日」を「規則で定める軽自動車等にあつては、規則で定める日」に改める。

第139条の3第2項中「納期限前7日」の次に「（規則で定める土地にあつては、規則で定める日）」を加える。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第70条第2項を削る改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）第51条第2項の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第71条第2項の規定は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税につい

て適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第89条第2項の規定は、平成24年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成23年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第5条 新条例第139条の3第2項の規定は、平成24年度以後の年度分の特別土地保有税について適用し、平成23年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

議案第 8 5 号

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「納期限前7日」の次に「（規則で定める者にあつては、規則で定める日）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のさぬき市国民健康保険税条例第24条第2項の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 8 6 号

さぬき市国民健康保険多和診療所条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険多和診療所条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市国民健康保険多和診療所条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険多和診療所条例（平成14年さぬき市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「多和助光西35番地13」を「多和助光東29番地4」に改める。

第4条ただし書中「又は船員保険の被保険者及び被扶養者、法令により組織する共済組合の組合員、他市町村国民健康保険の被保険者」を「その他社会保険及び他市町村国民健康保険の被保険者等、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療扶助を受ける者」に改める。

第5条中「第5条及び第6条」を「第7条及び第8条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第7条及び第8条中「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

第6条を次のように改める。

（診療日及び診療時間）

第6条 診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、臨時に診療日又は診療時間を変更することができる。

(1) 診療日 火曜日及び木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までを除く。）

(2) 診療時間 午前9時から正午まで

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条ただし書、第5条及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

さぬき市国民健康保険津田診療所条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険津田診療所条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市国民健康保険津田診療所条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険津田診療所条例（平成20年さぬき市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条及び第6条」を「第7条及び第8条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第7条及び第8条中「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

さぬき市都市公園条例の一部改正について

さぬき市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市都市公園条例の一部を改正する条例

さぬき市都市公園条例（平成14年さぬき市条例第183号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の5条を加える。

（都市公園の設置基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

（市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第1条の3 市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、20平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.1ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

2 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市内を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合には、それぞれの特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

3 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前2項

に規定する都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第1条の6 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)

第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

さぬき市下水道条例の一部改正について

さぬき市下水道条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市下水道条例の一部を改正する条例

さぬき市下水道条例（平成14年さぬき市条例第184号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を

「第1章 総則（第1条・第2条）」

第1章の2 公共下水道の構造の基準等（第2条の2 第2条の7）」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公共下水道の構造の基準等

（公共下水道の構造の基準）

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第2条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の

設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) また又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の基準）

第2条の5 第2条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（終末処理場の維持管理）

第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気^{くさけ}の発散及び蚊、はえ等の発生^{はえ}の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

第4条第4号及び第5号中「^{こう}勾配」を「勾配」に、「排水渠^{きよ}」を「排水渠」に改める。

第22条第1項中「第12条の10第1項」を「第12条の11第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

さぬき市営住宅管理条例の一部改正について

さぬき市営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市営住宅管理条例の一部を改正する条例

さぬき市営住宅管理条例（平成14年さぬき市条例第187号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さぬき市営住宅条例

目次中「第3条」を「第3条の5」に改める。

第1条中「共同施設」の次に「（以下「市営住宅等」という。）」を加える。

第3条の次に次の4条を加える。

（整備基準）

第3条の2 市営住宅等の整備基準は、次条から第3条の5までに定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

（健全な地域社会の形成）

第3条の3 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第3条の4 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第3条の5 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

第6条第1項各号列記以外の部分中「第6号」を「第8号」に改め、同項第3号ア中「入居者が身体」を「入居者及び同居者のいずれもが高齢者である場合、入居者又は同居者のいずれかが」に、「令第6条第4項」を「特に居住の安定を図る必要がある場合として規則」に、「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「214,000円」に改め、同号イ中「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) その者が市営住宅の家賃又は駐車場使用料（以下この項において「家賃等」という。）を滞納していない者であること。

(7) 市営住宅の家賃等に滞納がある者と当該家賃等が未払となっている期間に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）として同居していた事実がない者であること。

第6条第2項中「第5号」の次に「から第7号まで」を加える。

第7条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 前条第1項第3号アの規則で定める場合 158,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円

第8条中「、第5号及び第6号」を「及び第5号から第8号まで」に改める。

第9条第2項中「第6号」を「第8号」に改め、「、なお」を削る。

第16条中「法施行規則第10条」を「規則」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、市営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さぬき市ケーブルネットワーク条例の一部改正)

2 さぬき市ケーブルネットワーク条例(平成15年さぬき市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「さぬき市営住宅管理条例」を「さぬき市営住宅条例」に改める。

議案第 9 1 号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川
市町総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成 2 4 年 6 月 2 2 日から、香川縣市町総合事務組合に小豆医療組合を加入せしめ、別紙のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

香川縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合理約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2の8の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆医療組合」に改める。

別表第3中「土庄町大鐸財産区」を「小豆医療組合 土庄町大鐸財産区」に改める。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合理約の規定は、平成24年6月22日から適用する。

議案第 9 2 号

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 3 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

香川県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 1 月 1 5 日知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 備考(2)中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 3 号

工事請負契約の締結について（平成 2 4 年度流田ポンプ場改築工事）

平成 2 4 年度流田ポンプ場改築工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 4 年さぬき市条例第 4 9 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成 2 4 年度流田ポンプ場改築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 一金 3 6 0 , 6 5 4 , 0 0 0 円
うち消費税及び地方消費税額 1 7 , 1 7 4 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市番町 2 丁目 1 6 番 3 号
扶桑建設工業株式会社四国本店
取締役四国本店長 阿 部 和 夫 |

議案第94号

工事請負契約の変更について（平成23～24年度大川第一・天王統合 中学校建設工事）

平成23～24年度大川第一・天王統合中学校建設工事について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

平成24年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成23～24年度大川第一・天王統合中学校建設工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 変更前 一金1,189,020,000円
うち消費税及び地方消費税額56,620,000円
変更後 一金1,258,027,050円
うち消費税及び地方消費税額59,906,050円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市サンポート2番1号
大成建設株式会社四国支店
支店長 金井隆夫 |

議案第 95 号

工事請負契約の変更について（平成 23～24 年度大川第一・天王統合
中学校機械設備工事）

平成 23～24 年度大川第一・天王統合中学校機械設備工事について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 14 年さぬき市条例第 49 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 平成 23～24 年度大川第一・天王統合中学校機械設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 変更前 一金 205,800,000 円
うち消費税及び地方消費税額 9,800,000 円
変更後 一金 217,623,000 円
うち消費税及び地方消費税額 10,363,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市香西東町 645 番地 1
後藤設備工業株式会社
代表取締役 阿 部 干 城 |

議案第 96 号

工事請負契約の変更について（平成 23～24 年度大川第一・天王統合
中学校電気設備工事）

平成 23～24 年度大川第一・天王統合中学校電気設備工事について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 14 年さぬき市条例第 49 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 24 年 9 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 平成 23～24 年度大川第一・天王統合中学校電気設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 変更前 一金 166,950,000 円
うち消費税及び地方消費税額 7,950,000 円
変更後 一金 188,609,400 円
うち消費税及び地方消費税額 8,981,400 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市寺井町 239 番地 3
讃州電気工事株式会社
代表取締役 佐藤 隆 男 |

議案第97号

工事請負契約の変更について（平成23年度（補正分）長尾中学校
校舎改修工事（建築））

平成23年度（補正分）長尾中学校校舎改修工事（建築）について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年9月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成23年度（補正分）長尾中学校校舎改修工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 変更前 一金192,150,000円
うち消費税及び地方消費税額9,150,000円
変更後 一金202,976,550円
うち消費税及び地方消費税額9,665,550円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市藤塚町1丁目11番22号
株式会社穴吹建設
代表取締役 眞鍋忠晴 |